

公 告

次のとおり事後審査方式一般競争入札（電子入札）に付します。

なお、入札等については、関係法令に定めるもののほか、本公告によるものとします。

令和元年7月11日

愛知県住宅供給公社理事長 田中 正剛

1 対象工事

(1) 工事名

公社菱野第3住宅外壁改修等工事

(2) 工事場所

瀬戸市菱野台一丁目地内

(3) 工期

令和2年1月31日まで

(4) 工事の概要

下記住宅の外壁改修等工事一式

公社菱野第3住宅（併存） 昭和49年度建設 中耐3階建 9、10棟 24戸

- ・外壁モルタル浮き、ひびわれ及び欠損等の補修
- ・外壁塗装
- ・鉄部塗装
- ・共用廊下照明器具改修（LED）
- ・RC壁増設（店舗内各棟1か所）
- ・アーケード屋根テント改修
- ・ゴミ置場（2か所）屋根改修及び鉄部塗装

施工条件

- 1 今回の工事は、1階店舗の営業及び入居者の居住を継続しながらの施工となるため、騒音、振動、汚損及び飛散等に十分配慮して作業を行うこととします。
- 2 大型車両の出入りや足場設置解体等の作業時は、安全対策に十分留意して、入店者、入居者及び自治会等関係者への周知及び調整を確実にを行い作業を進めることとします。
- 3 工期内において、住宅等の室内改修工事があるため、当該施工業者と調整を行うこととします。

(5) 予定価格等

ア 予定価格 金36,968,800円（うち消費税及び地方消費税の額 金3,360,800円）

イ 調査基準価格 有

(6) 入札方法等

ア 本入札は、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）における電子入札サブシステム（以下「電子入札システム」という。）により実施するため、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書を格納しているカードのうち電子入札コアシステムに対応しているカードにより、利用者登録を行わなければなりません。

イ 詳細な入札方法等は愛知県住宅供給公社建設工事等電子入札実施要領（平成26年7月1日施行）によるものとします。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

エ 入札の回数は1回とし、入札書に併せて必ず工事費内訳書を送信してください。

オ 本入札は、設計書、図面及び仕様書（以下「設計図書」という。）の閲覧を電子で行う入札です。

2 競争参加資格

本工事の入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を備えた者とします。

- (1) 建築工事業について、愛知県建設局、都市整備局又は建築局が発注する建設工事の競争入札に参加する資格を有する者であること。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定により、建築工事業について特定建設業又は一般建設業の許可を受けていること。
- (3) 平成30年度及び平成31年度の愛知県建設局・都市整備局・建築局入札参加資格者名簿に登載されている営業所が建設業法上の主たる営業所であり、かつ、当該営業所の所在地が次に掲げる市町のいずれかにあり、当該営業所で建築工事業を営んでいること。

【該当市町】

瀬戸市、春日井市、小牧市、尾張旭市、豊明市、日進市、清須市、

北名古屋市、長久手市、愛知郡東郷町、西春日井郡豊山町

なお、「営業所」とは、建設業法第3条に規定する営業所をいいます。（以下同じ）

また、「主たる営業所」とは、建設業法に基づく建設業の許可申請時（変更申請を含む）に届け出た主たる営業所をいいます。（以下同じ）

- (4) 平成30年度及び平成31年度の愛知県建設局・都市整備局・建築局入札参加資格の認定において、認定された建築工事業の総合点数が730点以上であること。
- (5) 元請けとして、過去15年間（平成16年4月1日から入札参加申込書（以下「参加申込書」という。）を提出する前日まで。）に次に掲げる工事を完了した実績（以下「参加資格施工実績」という。）があること。
 - (a) 鉄筋コンクリート造の建築物の新築、増築又は改修工事
 - (b) 鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の新築、増築または改修工事なお、共同企業体の構成員としての参加資格施工実績は、出資比率が20%以上の工事に限るものとします。
- (6) 建設業法第26条に定める建築工事業に係る主任技術者を配置できること。
- (7) 前号に掲げる主任技術者は、参加申込書を提出する前日までに元請として完了した（5）に掲げる工事に従事した経験を有していること。

また、従事した経験は監理技術者、主任技術者又は現場代理人として経験した工事のみに限定されるものではありません。（現場担当者、現場主任等の技術者として、現場に従事した経験であっても添付資料で確認できるのであればよいものとします。）

なお、工事の途中で主任（監理）技術者又は現場代理人の交代があった場合は、一般財団法人日本建設情報総合センター（「JACIC」という。）の工事実績情報サービス（「コリンズ」という。）の変更届及び実施工程表等により従事した経験が確認できる場合に限り認めます。
- (8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (9) 参加申込書の提出日から当該工事の落札決定までの間、愛知県住宅供給公社指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (10) 参加申込書の提出日から当該工事の落札決定までの間、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていないこと。
- (11) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなします。
- (12) 本件工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本関係又は人的関係において関連がある建設業者でないこと。

ア 「本件工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者です。

株式会社中建築設計事務所

イ「当該受託者と資本関係又は人的関係において関連がある建設業者」とは、次の（ア）から（ウ）のいずれかに該当するものです。

（ア）資本関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、次のいずれかに該当する場合

- a 親会社等と子会社等の関係にある場合
- b 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

（イ）人的関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、次のいずれかに該当する場合。ただし、aについては会社等の一方が、再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合を除きます。

- a 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する役員、組合の理事又はこれらに準ずるものと言う。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現にかねている場合
- b 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- c 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

（ウ）その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、組合（共同企業体及び設計共同体を含む。以下同じ。）とその構成員の関係にある場合その他上記（ア）又は（イ）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(13) 入札参加を希望する者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることが、愛知県住宅供給公社工事関係入札者心得書第9条の2第2項の規定に抵触するものではありません。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合

- （ア）親会社等と子会社等の関係にある場合
- （イ）親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、（ア）については会社等の一方が、再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合を除く。

- （ア）一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- （イ）一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- （ウ）一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合、その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

3 入札関係図書の配布等

（1）設計図書について

設計図書の閲覧及び配布の電子化を実施しますので、設計図書をあいち電子調達共同システム（CALS/E C）の入札情報サービスの入札公告からダウンロードしてください。なお、設計図書はパスワード付きのファイルとなっていますので、電子入札システムよりパスワードを入手してください。

アドレス：<https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.jsp>

- ・パスワード 「電子入札ログイン」－「(調達機関・愛知県住宅供給公社)確定」－「調達案件一覧」－「調達案件名称(本案件をクリック)」－「**工事または業務内容**」欄を参照

なお、設計図書がダウンロードできない場合などは、次の場所へ問い合わせてください。

ア 問い合わせ場所

愛知県住宅供給公社 総務企画課 総務・人事グループ 契約担当
名古屋市中区丸の内三丁目19番30号（郵便番号460-8566）

電話（０５２）９５４－１３４８

イ ダウンロードできる期間

令和元年７月１１日（木）午前９時から令和元年７月３１日（水）午前９時まで

(2) 本公告及び入札関係図書に対する質問及び回答

ア 本公告及び入札関係図書に対する質問は、次のとおり文書（様式自由）を郵送（書留郵便に限る。）又は持参することにより提出してください。

(ア) 受付場所

(1) アに同じ。

(イ) 受付期間

令和元年７月１２日（金）から令和元年７月１８日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）

ただし、持参する場合は、上記期間の午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。）とします。

イ 上記の質問に関する回答は、質問書受領後すみやかに行います。

なお、その回答書は、あいち電子調達共同システム（CAL S / EC）の「入札情報サービス」において、本件入札公告を掲示しているダウンロードページに、添付資料として掲載します。

掲載期間

令和元年７月２３日（火）午前９時から令和元年７月３０日（火）午後５時００分まで

4 参加申込書等の提出期間等

(1) 入札に参加を希望する者は、参加申込書を電子入札システムにより提出しなければなりません。その際、本公告と併せて掲示してある「入札参加申込用添付ファイル」を添付資料として送信してください。

(2) 期限までに参加申込書を提出していない者は入札に参加することができません。

・ 参加申込書の提出期間

令和元年７月１２日（金）午前９時から

令和元年７月１９日（金）午後５時まで

（電子入札システムの稼働時間は、日曜日、土曜日及び休日を除いた日の午前８時から午後８時まで）

5 入札書及び工事費内訳書の提出期間

令和元年７月２９日（月）午前９時から

令和元年７月３０日（火）午後５時まで（入札書受付締切予定日時）

（電子入札システムの稼働時間は、日曜日、土曜日及び休日を除いた日の午前８時から午後８時まで）

6 開札予定日時及び開札場所

令和元年７月３１日（水）午前９時００分

愛知県住宅供給公社 総務企画課

7 入札保証金

入札保証金の納付については、免除します。

8 入札の無効

(1) 愛知県住宅供給公社財務規程第１０２条（入札の無効）及び愛知県住宅供給公社建設工事等電子入札実施要領第１５条（電子入札の無効）に該当する入札は、無効とします。

(2) 本公告に示す入札参加資格のない者が行った入札、事後審査に必要な書類等に虚偽の記載をした者が行った入札及び愛知県住宅供給公社工事関係入札者心得書において示す条件等の入札に関する条件に違反した入札は、無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

なお、落札決定時において２に掲げる資格のない者は、入札参加資格のない者に該当します。

また、入札書受付締切予定日時までに送信のない入札、必要な提出書類のない入札、電子署名及び電子証明書のない及び代表者が変更されているにもかかわらず変更前の名義人のICカードを使用する等、ICカードを不正に使用して行った入札も無効とします。

- (3) 工事費内訳書の内容に不備（入札書の提出者名の誤記、工事件名の誤記、入札金額と内訳書の総額の著しい相違等）がある場合には、無効とします。

9 落札者の決定方法

- (1) 1 (5) アの予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札候補者として事後審査を行い、入札参加資格を有することを確認した上で落札者とし、全ての入札参加者に対し落札者決定通知書を送信するものとします。なお予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札をした者が複数いた場合は、電子くじにより落札候補順位を決定します。

- (2) 落札候補者は、開札日から2日（日曜日、土曜日及び休日を除く。）以内に事後審査に必要な書類を持参により提出しなければなりません。ただし、最低の価格をもって入札した者でない場合でも、事後審査に必要な書類を求めることがあります。

ア 事後審査に必要な書類の配布及び提出場所

3 (1) アに同じ。

イ 提出部数

1部

ウ その他

(ア) 提出書類に係る費用は、提出者の負担とします。

(イ) 提出された書類は申請者に返却しません。また、原則として公表せず、無断で使用することはしないものとします。

エ 落札候補者の事後審査の結果、入札参加資格を有しないことが判明した場合は、適格者が確認できるまで、次順位の低価格をもって入札した者を新たな落札候補者として事後審査を行うものとします。この場合は(2)中「開札日」とあるのは、「上位の落札候補者の審査が終了した日」と読み替えるものとします。

オ 落札候補者の入札価格が愛知県住宅供給公社低入札価格調査実施要領(平成30年4月1日施行)第3条の基準価格を下回った場合において、その者により当該契約書の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、次順位の低価格をもって入札した者を新たな落札候補者とします。

- (3) 事後審査において入札参加資格がないと認められた者は、その理由の説明を求められます。説明を求めるときは、入札参加資格不適合通知書の通知日の翌日から起算して5日（日曜日、土曜日及び休日は含まない。）以内にその旨を記した書面を郵送又は持参により提出しなければなりません。

理由は、説明を求められた日から5日以内に書面で回答します。

10 契約書の作成の要否

要（愛知県住宅供給公社工事請負契約約款のとおり）

11 契約の保証

- (1) 落札者は、愛知県住宅供給公社財務規程第105条の規定に基づく契約保証金を納めなければなりません。

- (2) 落札者が、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全額又は一部の納付を免除するものとします。

ア 公社を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 公社を債権者とする公共工事履行保証証券による保証を付したとき。

- (3) 契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができます。

ア 有価証券（利付き国債又は愛知県公債）の提供

イ 銀行等（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関）又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）

第2条第4項に規定する保証事業会社)の保証

(4) (1) から (3) に掲げる契約の保証は契約の締結時までには付さなければならない。

12 支払条件

愛知県住宅供給公社工事請負契約約款(以下「約款」という。)の規定に基づき前金払及び部分払を行います
が、その条件については、次のとおりとします。

(1) 前金払

公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第5項の規定に基づく保証契約を締結したときは愛知県住宅供給公社財務規程第41条により請負代金額の10分の3を超えない範囲内において前払金の支払いを請求することができます。

(2) 部分払

なし

13 関連情報を入手するための照会窓口

3 (1) アに同じ。

14 特定の不正行為に対する措置

(1) 本件契約に関し、談合、贈賄等の不正な事実が判明した場合には、損害賠償を請求します。また、損害賠償の請求にあわせて本件契約を解除することがあります。

(2) 本件契約に関し、妨害又は不当要求を受けた場合は、速やかに愛知県住宅供給公社に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければなりません。これを怠った場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講ずることがあります。

(3) 契約を締結するまでの間に、落札者が愛知県住宅供給公社工事等指名停止取扱要領の別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当することが明らかになった場合、又は、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に掲げる排除措置(以下「排除措置」という。)の対象となる法人等のいずれかに該当することが明らかになった場合は、契約を締結しないことがあります。この場合、愛知県住宅供給公社は一切の損害賠償の責を負いません。

(4) 本件契約の締結後、請負者が排除措置の対象となる法人等のいずれかに該当することが明らかになった場合には、本件契約を解除し、損害賠償を請求することがあります。

(5) 本件契約の履行にあたって、請負者が工事の下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約(以下「下請契約等」という。)を締結した場合において、下請契約等の相手方が排除措置の対象となる法人等のいずれかに該当することが明らかになった場合は、発注者は、下請契約等の解除を求めることがあります。このとき、請負者が下請契約等の解除に応じなかった場合は、請負者との契約を解除し、損害賠償を請求することがあります。この場合、愛知県住宅供給公社は一切の損害賠償の責を負いません。

15 その他

(1) 入札参加者は、本公告を熟読し、公正かつ適正に入札すること。

また、あいち電子調達共同システム(CALS/EC)の入札情報サービスの入札公告に掲載している「入札及び契約に関する留意事項」を熟読すること。

(2) 事後審査に必要な書類等に虚偽の記載をした場合においては、愛知県住宅供給公社工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止を行うことがあります。

(3) 現場説明会は実施しません。

(4) 事後審査に必要な書類等の記載内容が不明確で本工事の入札参加資格を確認できない場合には、説明を求めることがあります。

(5) 1 (3) に記載した工期は、事情により変更することがあります。

(6) 配置予定の主任技術者について

ア 落札者は、事後審査に必要な書類等に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。

イ 確認申請書提出時に配置予定の主任技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記入することはできませんが、その場合は、記載する全てのものが2（6）に示す技術者としての条件を有していること。

ウ 工事工期が重複する複数の工事（他の機関の発注も含む。）に同一の技術者を配置予定の技術者とした入札に参加している場合は、それらの工事の入札のうち一つの入札の落札者又は落札候補者と決定された時点で、それ以降に行われるその他の入札は辞退しなければなりません（専任性が求められない場合を除く）。この場合は入札書の提出期間内に、入札辞退届を送信してください。

なお、入札書を送信した後に辞退する事由が生じた場合は、3（1）アと同じ場所に辞退する旨を連絡し、速やかに辞退届を書面で提出してください。

エ 実際の工事に当たって、事後審査に必要な書類に記載した配置予定の主任技術者を変更できるのは、病休、死亡、退職等の場合に限りです。

（7）工事施工中又は施工後に、施工体制等について点検・調査を行うことがあります。点検・調査の対象となった場合、当該点検・調査に協力しなければなりません。点検・調査に協力しなかった場合、又は点検・調査に虚偽の申告をした場合には、愛知県住宅供給公社工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止を行うことがあります。

（8）消費税及び地方消費税の税率を変更する必要がある場合には、双方協議の上、変更契約を締結する。

（9）問い合わせ先

3（1）アに同じ。